

# 高い基準の市場システム構築に関する行動プラン

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

## 【要点】

- 中国共産党中央委員会弁公庁・国務院弁公庁は、2021年1月31日に新華社を通じて「高い基準の市場システム構築に関する行動プラン」（中国語名「建设高标准市场体系行动方案」、以下「行動プラン」）を発表した。
- 2019年開催の中国共産党第19期中央委員会第4回全体会議（「四中全会」）では、高い基準の市場システムの整備を、社会主義市場経済体制を確立する上での重要課題としており、2020年開催の第5回全体会議（「五中全会」）では、同システムの整備を推し進めていく行動を、2021年から始まる「第14次五カ年計画（2021～2025年）」の重要な内容として実施する方針が示された。こうした方針に基づいて制定されたのが、この「行動プラン」である。
- 「行動プラン」では、目指すべき目標を達成するために、5大任務（51項目での18措置）が示された。具体的には、(1)市場システム基礎制度の整備強化（①財産権保護制度の全面構築〔法制度の整備、知的財産権保護の強化等〕、②市場参入ネガティブリスト制度の全面实施〔「全国統一リスト」管理方式の全面導入、市場参入の規制緩和の試行推進等〕、③公平な競争制度の全面構築〔競争の公平性に関する審査の強化、独占禁止や不当競争防止の法執行強化、地域分断と地方保護の打破等〕）、(2)生産要素の効率的配置の推進（④事業用地の市場化配置の推進、⑤労働力の秩序ある移動の推進〔都市圏内での都市戸籍取得年数の累計推進等〕、⑥資本市場の健全な発展の促進、⑦知識・技術・データといった生産要素市場の発展促進）、(3)市場の環境改善と質的向上（⑧商品・サービスの質的向上、⑨消費者権益の保護強化、⑩市場インフラの整備強化）、(4)高い水準の市場開放の実施（⑪サービス市場の秩序ある開放の推進、⑫制度型開放の推進〔消費財の国内外基準の一本化推進等〕）、(5)近代的市場監督管理メカニズムの構築（⑬総合・協同的な監督管理の推進、⑭重点分野における監督管理の強化、⑮法に基づく信義誠実な自律メカニズムと監督管理メカニズムの構築、⑯社会的監督管理メカニズムの構築、⑰監督管理機関に対する監督の強化、⑱市場の安全・安定化維持）、が挙げられた。

## 【構成(概要)】

「高い基準の市場システム構築に関する行動プラン」

(中共中央弁公庁・国務院弁公庁)

成立日：2021年1月31日、発表日：2021年1月31日

1. 全体要求：約5年間で統一・開放された、秩序ある競争ができ、制度が整っており、ガバナンスも効いている状態にある高い基準の市場システムを初歩的に整備し、質の高い経済発展の促進、新たな発展局面の形成加速、国家ガバナンス体系・能力の近代化推進に強固な基盤を築く。
2. 市場システム基礎制度の整備強化：①財産権保護制度の全面構築（法制度の整備、知的財産権保護の強化等）、②市場参入ネガティブリスト制度の全面实施（「全国统一リスト」管理方式の全面導入、市場参入の規制緩和の試行推進等）、③公平な競争制度の全面構築（競争の公平性に関する審査の強化、独占禁止や不当競争防止の法執行強化、地域分断と地方保護の打破等）。
3. 生産要素の効率的配置の推進：④事業用地の市場化配置の推進（土地管理制度の改革深化、地域を跨ぐ土地利用枠の取引試行等）、⑤労働力の秩序ある移動の推進（都市圏内での都市戸籍取得年数の累計推進等）、⑥資本市場の健全な発展の促進（株式発行登録制改革の推進、上場廃止制度の整備等）、⑦知識・技術・データといった生産要素市場の発展促進（科学技術成果の実用化促進メカニズムの革新、職務発明者の権益保護強化、データ市場の育成加速等）。
4. 市場の環境改善と質的向上：⑧商品・サービスの質的向上（品質管理政策措置の整備、企業標準の「フロントランナー」制度の最適化、商品市場の革新・発展の推進等）、⑨消費者権益の保護強化（消費者権益保護制度の整備強化、消費者紛争処理手続きの簡素化等）、⑩市場インフラの整備強化（市場インフラの相互接続の推進、スマート市場のモデルプロジェクトの実施等）。
5. 高い水準の市場開放の実施：⑪サービス市場の秩序ある開放の推進（金融・社会サービス市場の秩序ある開放の促進、外国投資への「参入前内国民待遇+ネガティブリスト」管理制度の整備等）、⑫制度型開放の推進（競争規則の開放・協力の深化、消費財の国内外基準の一本化推進等）。
6. 近代的市場監督管理メカニズムの構築：⑬総合・協同的な監督管理の推進（「双随机・一公開」<sup>(注)</sup>監督管理方式の全面推進、包容的かつ慎重な監督管理制度の整備等）、⑭重点分野における監督管理の強化（重点商品市場価格の監督管理強化等）、⑮法に基づく信義誠実な自律メカニズムと監督管理メカニズムの構築、⑯社会的監督管理メカニズムの構築、⑰監督管理機関に対する監督の強化（法的責任の追及等）、⑱市場の安全・安定化維持（異常な変動の積極的防止等）。

(注) 監督管理段階における検査対象と検査員の無作為抽出（「双随机」）、検査結果の公表（「一公開」）を指す。

\* 中国語全文は、[http://www.gov.cn/zhengce/2021-01/31/content\\_5583936.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2021-01/31/content_5583936.htm)

から入手可能（2021年2月18日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。